

5 障がい者の人権

【コラム】ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、19名の生命が奪われるという、大変痛ましい事件が発生しました。

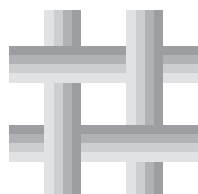
この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会はともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society



神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和4年10月21日公布

ここでは、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例について、「わかりやすい版」の言葉をベースに、児童・生徒にも伝えられるように記載しています。条例の詳細については、次ページの二次元バーコードよりご確認ください。

1 条例制定の経緯

平成28年7月26日に、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名のいのちが奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。県は、このような事件が二度と起きないように、県議会と共同して「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、ともに生きる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

また、障がい当事者等との対話を重ね、障がい者本人の意思を尊重するためには、本人の立場に立たなくてはならないことに改めて気づきました。そして、当事者目線の障がい福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、この条例を作りました（令和5年4月1日施行）。

2 当事者目線の障がい福祉

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係するすべての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にする。そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

3 条例のポイント

(1) 目的（この条例を作った目的）

- この条例には、「当事者目線の障がい福祉」を進めるための大切な考え方、を書いています。
- 神奈川県、県民、事業者がすることを明らかにして、「当事者目線の障がい福祉」を進めるために必要なことを書いています。
- この条例は、障がい者が障がいを理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくことを目的にしています。

(2) 基本理念（当事者目線の障がい福祉を進めるための大切な考え方）

- ① 個人として尊重されること
- ② 障がい者が自己決定できること
- ③ 障がい者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ④ 障がい者の可能性を大切にすること
- ⑤ 障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ⑥ 全ての県民で地域共生社会を実現すること

(3) 意思決定支援の推進（意思決定支援に取り組むこと）

- 「意思決定支援」とは、障がい者の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

- ・「障害福祉サービス提供事業者」は、「意思決定支援」をするように努力しなければいけません。
 - ・神奈川県は、「意思決定支援」を進めるための情報を伝えます。どこに相談すればよいのか、どんなサポートをしてもらえるかなど、アドバイスする仕組みをつくりまします。
 - ・神奈川県は、「障害福祉サービス提供事業者」に「意思決定支援」の研修を行います。
- (4) 障がい者の権利擁護（障がい者の権利を守ること）
- ・障がい者に関わる人は、障がい者が障害者支援施設やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するときには、本人の気持ちを大事にしなければいけません。
 - ・障がい者に関わる人は、障がい者が「意思決定支援」を望んだときには、本人の気持ちを大事にして、「意思決定支援」ができるように努力しなければいけません。
- (5) 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止
- ・すべての人は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別、虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。
- (6) 社会的障壁の除去（障がい者の生活しづらいことや困ったことをなくすこと）
- ・障がい者から、生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、神奈川県や事業者は負担が大きすぎないときには、合理的な配慮をする努力をします。
- (7) 虐待等の防止（虐待が起きないようにすること）
- ・神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待が起きないようにするために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。
 - ・「障害福祉サービス提供事業者」は、障がい者への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。
- (8) 虐待の早期発見等（虐待を早く見つけること）
- ・神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。
 - ・神奈川県は、市町村や障がい者に関係する団体と協力して、障がい者への虐待を早く見つけて、早く対応するための仕組みをつくりまします。
- (9) 生涯にわたる障がい者への支援体制の整備（障がい者の生涯のサポートの仕組みをつくること）
- ・神奈川県は、障がい者が、必要なサポートを生涯途切れることなく受けることができる仕組みをつくる努力をします。

＼皆さんに取り組んでいただきたいこと／

全ての人は、
障がい者に対して、
障がいを理由とする
差別、虐待、
大切にしている考え方を
傷つけることを
してはいけません。

障がい者の
生活しづらいことや
困ったことがあるときに、
周りの人が工夫をして、
生活しやすくするように
しましょう。

障がい者が、
社会、経済、文化などの
いろいろな活動に
参加できるような機会を
つくりましょう。

当事者目線の
障害福祉推進条例に
ついてはこちら



県は理念の実現に向けて
基本計画をつくり、
取り組みを進めます！